低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しについて

平成30年4月1日以降に発注する案件から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について下記のとおり改正しますのでご留意ください。

低入札価格調査制度

「低入札価格調査制度」とは最低の価格による入札をした者の入札価格が、あらかじめ設定した「低入札調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準として定めた価格)」を下回った場合に、「低入札価格調査(落札の決定を保留して、契約内容に適合した履行が可能であるか否かを確認するための調査)」を行う制度です。

低入札調査基準価格を設定する入札については「失格判断基準価格(低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく、当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断して失格とする基準として設定する基準価格)」をあわせて設定します。

		改正前	改正後
対象工事	設計金額が <mark>3,000 プ</mark>	円以上の工事	総合評価落札方式による工事及び市長が認 める建設工事
低入札調査 基準価格 の算定方法	下記 A から D の合 予定価格の 70% (1,000 円未満 端数切上げ)	ヤス・マラ	A. 直接工事費×0. 97 他は改正なし
	下記aからdの合計	頁(かつ、予定価格 70%から 90%の範囲内で設定)	
失格判断基 準価格 の算定方法	予定価格の 70% (1,000円未満 端数切上げ)	a. 直接工事費×0.75 + b. 共通仮設費×0.7 + c. 現場管理費×0.7 + d. 一般管理費×0.3 aからdの合計額 = 失格判断基準価格 (1,000 円未満端数切捨で) - *** 「 (a~dの各項目は 1円未満四捨五入) 90% (1,000 円未満端数切捨で)	改正なし

最低制限価格制度

「最低制限価格制度」とは、あらかじめ「最低制限価格(当該契約の内容に適合した履行を確保するため、その金額未満の入札をした者は落札者としない基準価格)」を設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格による入札を行った者を落札者とする制度です。

		改正前	改正後		
対象工事	設計金額が <u>130 万円</u>	を超え、3,000 万円未満の工事	設計金額が 130 万円を超える、低入札価格調 査制度適用以外の建設工事		
最低制限		(かつ、予定価格 70%から 90%の範囲内で a.直接工事費×0.75	設定)	マウ体やの	改正なし
版協制版 価格の 算定方法	予定価格の 70% (1,000 円未満 端数切上げ)	+ b.共通仮設費×0.7 + c.現場管理費×0.7 + d.一般管理費×0.3	(a~dの各項目は 1円未満四捨五入)	予定価格の 90% (1,000 円未満 端数切捨て)	
		aからdの合計額 = 失格判断基準価格	- (1,000 円未満端数切捨て)		